

事業概要

CLAIRでは、対象条件を満たした JET プログラム参加者に対し、日本語能力を向上させるための日本語能力試験(以下は「JLPT」という。)の受験料を助成しています。詳細については、以下の情報を参考にしてください。

事業目的:任用団体が求める JET プログラム参加者の日本語能力の向上につなげるとともに、JET プログラム参加者が日常的な日本語が理解できる程度の言語能力を身に付けることを推進し、JET プログラム参加者と同僚・上司とのコミュニケーションの円滑化や地域レベルの国際化につなげることを目的とします。

対象条件:以下の条件を満たす JET プログラム参加者が対象となります。

- ① 助成事業年度内に第1回又は第2回の日本語能力試験を受験し、各回において当協会が設けた期限内に助成金を申請した者
- ② JLPT の N1、N2 又は N3 レベルに合格した者
- ③ JLPT 受験時点で、JET プログラムに参加している者
- ④ JLPT の同位及び上位レベルに対して本助成を受けたことがない者
- ⑤ 日本国内の試験会場で受験した者
- ⑥ JLPT の受験費用を JET プログラム参加者自身で負担した者
- (7) 助成金振込時に、日本国内に振込受領可能な銀行口座を持っている者

受験日が令和6年4月1日以前の場合、対象外となります。対象条件に関するよくある質問 と回答について、以下の「よくある質問」を参考にしてください。

助成金額:対象条件を満たす1回の合格につき7.500円

重要

- ・ この助成事業は、公益財団法人日本国際教育支援協会(JEES)及び独立行政法人国際交流基金主催の日本語能力試験(JLPT)を対象にしており、他の日本語能力試験は全て対象外です
- ・ 次の①~③の書類を提出期限までに申請者から電子申請書経由で CLAIR に提出してください。
 - ① JLPT 電子助成申請書(日本語能力-様式1)
 - ② 「日本語能力試験合否結果通知書」又は「認定結果及び成績に関する証明書」の写し
 - ③ 本試験に係る領収書の写し
 - ④ 預金通帳の見開き部分(通帳がない場合は、金融機関名、支店番号、口座種別、口座番号、口座名義人が記載された資料)の写し
- ・ 銀行振込時には、日本国内にある振込受領可能な銀行口座が必要となります。



申請方法とスケジュール

- 助成申請書は、JET プログラムのホームページからアクセスできます。 (https://jetprogramme.org/ja/jlpt/)
- JLPT の助成金を希望する方は、電子助成申請書(日本語能力 様式 1)に必要事項を入力の上、他の必要書類を添付して提出期限までに CLAIR に送信してください。郵送及び電子メールで送られた書類は受け付けませんので、ご注意ください。提出期限を過ぎますと、原則助成申請を受け付けることができませんのでご注意ください。
- JLPT は年に2回あります。助成金受領のスケジュールは以下のとおりです。

スケジュール (令和6年 (2024年) 第1回試験)

令和6年3月22日(金)~ 令和6年4月12日(金)	JLPT の申込受付期間
令和6年7月7日(日)	試験日
令和6年9月上旬	日本語能力試験合否結果通知書到着日
令和6年11月15日(金)	CLAIR の助成申請書類提出期限

スケジュール (令和6年 (2024年) 第2回試験)

令和6年8月22日(木)~	JLPT の申込受付期間
令和6年9月12日(木)	
令和6年12月1日(日)	試験日
令和7年2月上旬	日本語能力試験合否結果通知書到着日
令和7年3月14日(金)	CLAIR の助成申請書類提出期限

重要

- ・ スムーズな助成受付が行えるように、必要書類を CLAIR に提出する前に、記入 事項全てには間違いがないか再確認してください。
- ・ 各任用団体に助成金の実施を通知していますが、任用団体の担当者から書類を提 出してもらう必要はありません。
- ・ 申請書類の提出については、余裕をもって申請してください。なお、助成金の支払いは、毎月行っております。中旬までに申請があったものについては、その翌月中に支払われます。
- ・ 本事業に関する質問がある場合は、助成事業専用メール(grant@clair.or.jp)まで お問い合わせください。



よくある質問

- 1. 対象条件について
- 1.1 受験時点で再任用を希望していない JET プログラム参加者の場合、日本語能力試験合否 結果通知書は任期満了後に送付されます。それでも対象になりますか。

はい、対象になります。合格結果通知を任用満了後に受領したとしても、受験時点で JET プログラム参加者(他の対象条件を満たす場合のみ)であれば、対象になります。しかし、助成金を受け取るには、振込時(第1回試験の受験の場合は 12 月中、第2回試験の受験の場合は翌年の4月上旬)に日本国内の銀行口座を持つ必要があります。日本国内の銀行口座があれば、帰国していても振込みます。※外国の銀行口座への振込は不可としておりますので、ご注意ください。

1.2 JLPT の助成金を受け取ったことがあるが、同一レベルを再挑戦してより高い点数を取りたいです。同一レベルで助成金を2回申請することができますか。

いいえ、既に JLPT の助成金を受け取ったことのある JET プログラム参加者は同一レベルでの助成申請を再度することができません。

ただし、更に上のレベルの試験に合格した場合は、助成の対象になります。例えば、第1回 試験で N3 に合格して申請、第2回試験で N2 に合格して申請することができます。

1.3 JET プログラムに参加する以前に JLPT に合格していました。母国で合格したレベルと 同じレベルの試験に合格した場合、助成金を申請することはできますか。

同レベル又は上位レベルに対して本助成を受けていない限り可能です。

JET プログラムに参加する前に母国で N1 に合格し、JET プログラムに参加してから再度 N1 を受験し合格した場合は、助成申請をすることが可能です。

ただし、同レベル又は上位レベルに対して本助成を受けとった場合は、再度申請することはできません。

1.4 海外にある試験会場で受験する予定ですが、助成金を申請することができますか。

いいえ、他の対象条件を満たしたとしても、海外で受験した場合は対象外になります。



- 2. 申請方法について
- 2.1 助成金を申請するには、任用団体の担当者の許可が必要ですか。

いいえ、助成金を申請するには、任用団体の担当者の許可は不要です。しかし、日本語能力 向上に向けた取り組みは勤務評定をするにあたっての参考となることがありますので、任用 団体の担当者に受験の予定や合格を知らせると良いでしょう。

2.2 JLPT を受験する前に、何か事前に CLAIR に提出するものはありますか。

いいえ、受験する前に CLAIR に提出するものはありません。受験した数か月後、合否結果通知書が届きます。助成金を申請する場合、スケジュールに記載されている締め切りまでに全ての必要書類を速やかに CLAIR に提出する必要があります。

2.3 受験費用を任用団体に払ってもらいましたが、助成金を申請することができますか。

いいえ、他の対象条件を満たしたとしても、JET プログラム参加者本人が受験費用を負担しなかった場合は対象外になります。

- 3. 助成金の受け取りについて
- 3.1 助成金を受け取るには、何を提出すれば良いですか。

対象条件に示しているように、助成金を受け取るには、

- 1. 電子助成申請書(日本語能力一様式1)
- 2. 「日本語能力試験合否結果通知書」又は「認定結果及び成績に関する証明書」の写し
- 3. 本試験に係る領収書の写し
- 4. 預金通帳の見開き部分(通帳がない場合、金融機関名、支店番号、口座種別、口座番号、口座名義人が記載された資料)の写し

を提出期限までに CLAIR に提出する必要があります。なお、助成金の振込は、JET プログラム参加者本人の日本国内の口座への振込に限ります。

3.2 自分が開設している銀行は通帳を発行していません。助成金申請時に必要な「預金通帳 の見開き部分の写し」を提出できませんが、どうしたら良いですか。

通帳を発行しない銀行もあります。その場合は金融機関名、支店番号、口座種別、口座番号、口座名義人が記載された資料(口座情報のウェブページの写し等)を提出してください。

※キャッシュカードの提出は正式的な名義人(開口の時に使った名前)が記載されている場合のみ認めます。



- 4. その他
- 4.1 CLAIR は JLPT N1~N3 以外のレベルの合格者にも助成金を提供していますか。

現在、公益財団法人日本国際教育支援協会(JEES)及び独立行政法人国際交流基金主催の日本 語能力試験(JLPT)の N4 および N5 は対象外です。

4.2 CLAIR の JLPT 助成金はなぜ N3 以上が対象なのでしょうか。

CLAIRでは、日常的に使われる日本語を理解できる日本語能力レベルは JLPT N3 にあたると認識しています。CLAIR 及び任用団体は全ての JET プログラム参加者の日本語学習を推進していますが、N3 が助成対象なのは、JET プログラム参加者が自然に近いスピードの日常会話を聞き取れ、理解できるレベルに到達できることを目的としているためです。このようなスキルを身に付けることは、同僚や上司とのコミュニケーションの円滑化や現地のコミュニケーションにおける国際化の推進につながるでしょう。

N1、N2が助成対象なのは、JETプログラム終了後にJETプログラム参加者が、日本国内や日本国外において、より高度な日本語を駆使して活躍していただけることを支援するためです。